

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく  
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

波路

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 0 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

保全管理地等において各々の農地の状況等勘案し適切に判断する。

6. 地域農業の将来のあり方

○新規就農者の促進…農業指導者を確保し、新規就農希望者の受け入れを推進する。

○他集落との連携…隣接する地区と連携し、農地の集積を図る。

○その他（地産地消の推進）…地元スーパー、直売所等を活用し、農産物の地産地消を  
推進する。